

## 公共施設使用料の見直しについての意見募集

岐南町パブリックコメント手続実施要綱の規定に基づき、公共施設使用料の見直しについて、意見を募集します。

### 1. 募集期間

令和7年7月4日(金)から7月24日(木)まで

※郵送の場合：7月24日(木)の消印有効

FAX・電子メールの場合：7月24日(木)必着

### 2. 意見募集案件

公共施設使用料の見直しについて（案）

### 3. 資料等の入手方法(閲覧場所)

(1) 岐南町役場総合政策部企画広報課(庁舎3階3番窓口)

(2) 岐南町内の公共施設

中央公民館、東・西・南・北・三宅町民センター、ほほえみ会館、  
やすらぎ苑、老人福祉センター、くつろぎ苑、総合体育館、  
防災コミュニティーセンター、図書館

(3) 町ホームページ

※(1)の閲覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

※(2)の閲覧時間：各施設の開館時間

### 4. 意見の提出方法

(1) ご意見は、オンラインまたは所定の意見書に必要事項を明記の上、持参、郵便、FAXまたは電子メールでお寄せください。

(2) 意見書の様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、「3. 資料等の入手方法(閲覧場所)」にて配布いたします。

【オンライン回答用インターネットアドレス】

<https://logoform.jp/form/kUJu/1120064>

【オンライン回答用二次元コード】

スマートフォンの方はこちらから →



## 5. 意見の提出上の注意

- (1) 口頭や電話、匿名によるご意見はお受けできません。
- (2) 記載する言語は日本語に限ります。
- (3) 住所(事業所所在地)、氏名(事業所名)等の必要事項の記載のないご意見はすべて無効となります。
- (4) 件名を「公共施設使用料の見直しについての意見」としてください(郵送の場合は封筒に記入)。

## 6. 意見に対する考え方及び公表

- (1) 提出されたご意見に対する回答は、町ホームページで公表します。
- (2) 提出されたご意見に対して、個別に回答はいたしません。

## 7. 意見の提出先及び問合せ先

〒501-6197

岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

岐南町 総合政策部 企画広報課(企画広報課窓口は開庁時間内)

電話：058-247-1335

FAX：058-247-9904

E-mail：kikaku@town.ginan.lg.jp